

第12章

WTOと地域統合

今日の世界経済にはグローバルイズム（多国間主義）、リージョナリズム（地域主義）およびバイラタリズム（2国間主義）という3つの流れが同時並行的に進行している。まず1995年1月からスタートしたWTO（世界貿易機関）はグローバルイズムの象徴であり、それは新しいルールの下にこれまでのGATTよりも守備範囲を拡大して多角的な貿易の拡大をはかることを目的とした世界貿易の新しい枠組みである。しかし他方で1994年1月からアメリカ、カナダ、メキシコによるNAFTA（北米自由貿易協定）が、また1993年11月から欧州連合（EU）が単一市場をめざしてスタートしており、リージョナリズムへの動きが進展している。さらに“開かれた地域間協力”を旗印に、新しいタイプの地域化をめざすAPEC（アジア太平洋経済協力会議）も1989年にスタートしている。他方、VERsやVIEsのように、貿易摩擦を解決するために特定の2国間だけで貿易取り決めを行うという、保護主義的なバイラタリズムの動きも依然としてみられる。

今日の世界貿易はこのような3つの流れに左右されながら発展しているのであるが、この中で世界経済の地域化への動きは注目すべきである。周知のように、WTOの新しいセーフガード協定（第11条）でVERsなどの灰色措置は原則禁止されることになり、またアメリカの通商法301条による一方的措置も、紛争処理手続きの改正と引き換えに禁止されることになり、2国間主義は基本的に禁止されることになった。これに対して、地域化への動きはウルグアイ・ラウンドでもとくに問題にされることはなかったし、WTOではただ自由貿易地域などの扱いについてGATT 24条の要件の明確化を行ったにすぎない。他方、現在、世界でいかなる地域的取り決めにも参加していない国は、日本、韓

国、香港、インドなどの10数カ国しかなく、多くの国はなんらかの地域統合に参加している。WTOはリージョナリズムへの対応について、まだ十分な詰めをしていないように思われる。

新しくスタートしたWTOの特徴は何か。地域統合はなぜ魅力的で、各国はなぜ地域統合を愛好するのか。各国はなぜ一方的な関税引き下げ（自由化）ではなく協調的関税引き下げを行うのか。この章では、グローバル化の枠組みとしてのWTOの特徴、地域統合が愛好される理由、協調的貿易障壁引き下げのメリットなど、国際通商体制についての幾つかのトピックスを考えることにしたい。

12-1 WTO とその特徴

戦後の世界経済の枠組みはGATT-IMF体制と呼ばれているが、このうちIMF体制は1973年の変動相場制への移行から変質している。GATT（関税と貿易に関する一般協定）もそれからはほぼ10年後の1980年代の前半から世界経済の変化に対応できなくなってきた。周知のように、GATTは自由、無差別、多角、互恵という4つの理念の下に関税引き下げを行い世界貿易の発展に大きく貢献してきたが、1980年代に入ると世界経済の構造変化に対応できなくなり、大幅な見直しが必要とされていた。ウルグアイ・ラウンドの合意とWTOのスタートは、そのような反省に立って新しい世界貿易のルール作りに成功したという点で画期的である。

1994年4月に決着したウルグアイ・ラウンドの合意に基づいて1995年1月からスタートしたWTOは、GATTと比べてとくに次の点で重要である。

- a) WTOがIMF（国際通貨基金）や世界銀行（世銀）と並ぶ正式な国際機関として設置されたこと。
- b) サービス貿易や知的所有権などの新分野にまで守備範囲が拡大されたこと、また統一的な紛争処理規定が策定されたこと。
- c) アンチダンピング協定やセーフガード措置などの既存の貿易ルールの恣意性が是正されたこと。
- d) 農業や繊維など、これまでルールが十分に及んでいなかった分野にも

WTOのルールが適用されること、である。

このように、WTOはGATTの経験と反省に立ち、その後の世界経済の発展と変化に対応して作られた、国際通商に関する正式な国際機関であるといえる。さらにそれは次のような新しい特徴をもっている。

- a) 農産物などにおける“ミニマムアクセス”にみられるように、ウルグアイ・ラウンドでは“市場アクセス”という考え方が新しく登場している。また関税以外の貿易制限措置は基本的に関税におき換えることになっている。
- b) 紛争処理手続きを効率化するため、ネガティブコンセンサス方式（全加盟国が反対しない限りベネベル（紛争処理小委員会）の手続きが保証される）が採用されている。

c) WTOへの加盟は一括受託（シングル・ワンダー・タイキング）方式によると、つまりGATTのように“つまみ食い”を許す参加方式ではなく、加盟にあたってはすべての協定を一括して受託する形がとられていることである。

いずれもWTOの新しい側面である。このように、WTOは新しい国際通商体制の枠組みとしてふさわしいものである。この枠組みを定着させるためには各国の協力が必要であるが、わが国のとるべき対応について少なくとも次のことがいえるであろう。第1に、これまでのように貿易紛争の解決を日米という特定の2国間で解決するのではなく、WTOの紛争処理規定の一般的なルールに沿って解決する必要がある。第2に、わが国はVERsやVILsなどの灰色措置とアメリカ通商法301条による一方的措置の禁止が国際的に確認されたことを重視し、これをわが国の対外政策に反映させる必要がある。第3に、WTOは国際的な公共財であるので、それを支えるためのコストはわが国も進んで負担しなければならない。

12-2 地域統合の理論

世界貿易の枠組みであるWTOを補完するものとして関心を集めているのが、APECやNAFTAなどの地域統合である。各国はなぜ地域統合を愛好するのであるうか。また地域統合化への傾向はどのように説明すればよいであろうか。

地域統合には統合の目的や程度によってさまざまな形態があるが、典型的には域外に対して財や要素の移動を制限するのに対して域内ではそれらを自由化することによって、差別化政策を行う前よりも自国の経済厚生を高めようとするのである。しかし現実の地域統合の形態や目的はきわめて多様である。たとえば、加盟国間では貿易障壁は撤廃するが域外に対しては各国独自の障壁を続ける自由貿易地域もあり、また域外に対して共通関税を設定する関税同盟もある。また域内の自由化が財だけでなく、生産要素を含む場合もある。さらに統合の目的が経済成長の実現であって、必ずしも経済厚生を高めることではない場合もある。

各国が地域統合を 선호するのには、次のようなさまざまな理由を考えることができる。

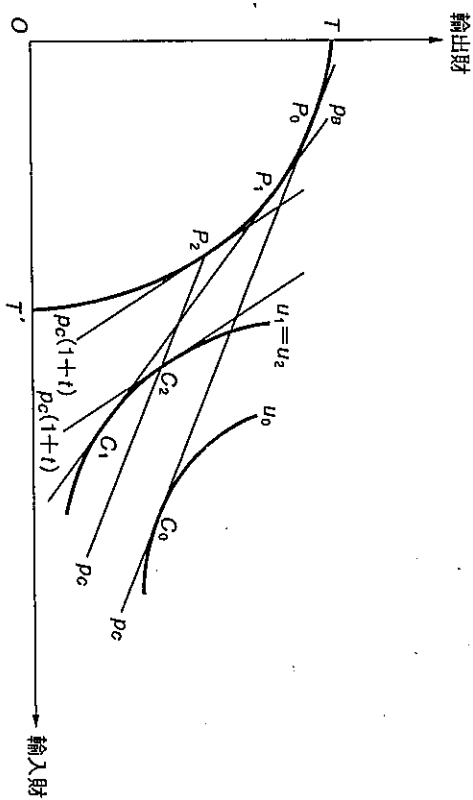
- a) 経済厚生を高める、b) 国内市場効果を実現する、
 - c) 多様な財の消費を可能にする、d) 規模の経済を実現する、
 - e) 競争促進効果を得る、f) 生産要素の移動性を高める、
 - g) 国際的な非難を受けないで保護貿易政策を行う
- などが考えられる。また統合の際に使われる手段も関税、補助金など多様である。ここでは伝統的な経済厚生分析と地域統合の新理論の幾つかを検討する。

1) 経済厚生分析

Viner (1950) は、統合前の非差別的関税と統合後の差別的関税の状態を比較して、1国が経済統合を選ぶためには、経済厚生を高める貿易創出効果が経済厚生を引き下げる貿易転換効果を上回る必要があるとした。図1はそれを一般均衡的に示したものである。自国(A)、パートナー(B)、アトサイダー(C)の3国を考え、同質財を生産しているとする。自国は小国であるとする。

図1で TY^* は自国Aの生産可能曲線で、 p_c の傾きは輸入財を最も安く生産するアトサイダーCからの輸入財の相対価格であり、 p_B の傾きはパートナーBのそれである。初期の自由貿易の下での生産点は P_0 、消費点は C_0 、経済厚生は u_0 である。自国が p_c に従価 $t \times 100\%$ の無差別関税を課せば、生産点は P_1 、消費点は C_1 、貿易ベクトルは P_2C_1 、経済厚生は u_1 となる。次に自国がパートナーBと統合し、 p_B の価格で貿易すれば、生産点は P_1 、消費点は C_1 、

図1



となる。統合によって貿易ベクトルは P_2C_1 から P_1C_1 に拡大し、貿易が創出される。しかしC国からの輸入はよりコストの高いパートナーBからの輸入に転換されるので、交易条件は p_c から p_B に自国にとって不利化する。一定の交易条件の下での貿易ベクトルの拡大は経済厚生を高めるが、交易条件の不利化はそれを引き下げる。図1では貿易創出の利益が貿易転換の損失によって相殺され、初期の非差別的関税の場合と同じ厚生水準になる状況を示している。

図1からこのような地域統合について次のことがいえる。第1に、貿易転換的な統合であっても経済厚生を高めることができる。第2に、 p_B が p_c に接近すればするほどA国の経済厚生が高まり、逆に離れば離れるほどA国の経済厚生は低下する。第3に、初期の無差別関税率 t が大きければ大きいほど、統合による利益は大きくなる。第4に、統合の規模が大きくなればなるほど、より効率的な国が統合に入ることになるので p_B が p_c に接近し、A国の経済厚生は高まる。

2) 地域統合の新理論

現実の地域統合がViner的な厚生基準に基づいて選好されているとは思われない。地域統合はむしろ前述のb)~g)のような、非経済的な理由によって